

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東近江市長

市町村名 (市町村コード)	東近江市 (252131)
地域名 (地域内農業集落名)	園 (園町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月22日 (第3回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

担い手への集積、集約は図られているが資材高騰や高齢化が進み耕作者が減少している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

適地適作を基本とした農地利用を考え水稻、麦、大豆の体系で高品質な農業生産を目指し経営の安定を図る。
また耕作放棄地の未然防止に努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	36.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	36.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地バンクを通じて進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
所有者の貸付意向時期に配慮しながら地域全体を農地バンクに貸し付ける。
(3) 基盤整備事業への取組方針
平成28年～令和元年に農地耕作条件改善事業にて暗渠排水を実施している。 今後は用排水路の補修箇所が出てきているので順次補修を予定している。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落内で園の農業を考える会を発足している。 園の農業を考える会を中心に話し合いのもと進めいく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる畔塗作業は、(株)脇坂農場に委託を進めている。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--